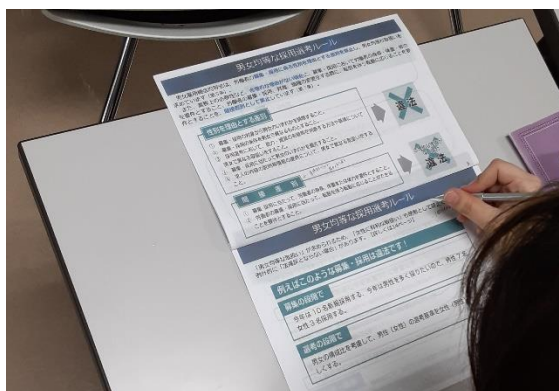


厚生労働省雇用環境・均等局より特別講師を招聘 特別講義「就職活動の前に知っておいてほしい法律・制度など」を実施 ～就活を控えた3年生に向け、就活ハラスメント意識の向上を促す～

文京学院大学(学長:櫻井隆)は、2022年7月7日に人間学部3年生対象の「社会調査実習Ⅰ」の授業の一環として、厚生労働省 雇用環境・均等局雇用機会均等課ハラスメント防止対策室室長中込左和様をお招きし、「就職活動の前に知っておいてほしい法律・制度など」をテーマに授業を実施したことをお知らせします。

講義内容について

今回特別講師を招聘した「社会調査実習Ⅰ」の講義は、インタビュー調査やアンケート調査の方法を学び、統計や世論調査の結果を検討するなど、社会調査の現場に必要な能力をもった「社会調査の専門家」である社会調査士の認定資格に必須の授業です。「仕事・労働」をテーマに社会調査も行っており、今回は、「就活におけるジェンダー差別」をテーマに学ぶ上で、差別の現状や法令、対応のポイントなどをインプットすると同時に、3年生の就職活動本格化を前に、学生自身がハラスメントを回避できるよう、基本的な知識を身につけることを目的として行いました。



特別講義の様子

厚生労働省では就職活動中の学生等に対するハラスメント防止対策を強化し、安心して就職活動に取り組める環境を整備するため、学生や企業に向けて様々な啓発活動を実施されている中で、本学での特別講義を実施していただきました。

授業当日は、厚生労働省 雇用環境・均等局雇用機会均等課中込室長より、男女均等な採用選考ルールや就活セクハラ、労働法など、「就活」に関するトピックに焦点をあて、クイズやディスカッションを交えながら、講義をしていただきました。

講義を聞いた学生からは「就活ハラスメントを受けたと感じた場合の、証明方法は?」「就活生は雇用関係がないため労働基準法適用外となり、法的な処罰を求められないのではないか?」「ILO 新条約の批准状況は?」といった具体的な質問が活発に寄せられ、就活ハラスメント意識の向上が感じられました。

本学は今後も引き続き、学生が自分らしい職業を選ぶことができるよう支援をしてまいります。